

令和3年度地方消費税交付金（社会保障財源化分）充当調書

地方消費税交付金の引上げ分については「消費税法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策（社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいう。）に要する経費に充てるものとする」旨地方税法に明記された。この趣旨を踏まえ、引上げ分の地方消費税交付金を全て社会保障施策に要する経費（事務費や事務職員の人件費を除く。）に充てるものとする。

（歳入）

・地方消費税交付金	366,282 千円
内 社会保障財源化分	200,328 千円

（歳出）

・社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費	1,946,277 千円
-------------------------	--------------

（単位：千円）

款 名称	項 名称	目 名称	予算額	財 源 内 訳			
				特 定 財 源		一 般 財 源	
				国県支出金	そ の 他	社 会 保 障 財 源 化 分 の 地 方 消 費 税 交 付 金	そ の 他
3 民生費	1 社会福祉費	5 障害者医療費	43,655	21,500	15,000	4,765	2,390
		6 障害者福祉費	964,424	711,970	195	106,649	145,610
	2 児童福祉費	2 保育所運営費	734,356	511,148	22,500	69,007	131,701
		6 子ども医療費	74,226	33,780	30,000	8,157	2,289
		7 ひとり親家庭 等医療費	30,588	14,621	10,600	3,364	2,003
4 衛生費	1 保健衛生費	2 健康増進事業費	48,912	13,905	24,501	2,855	7,651
		3 予防費	50,116	1,245	0	5,531	43,340
合 計			1,946,277	1,308,169	102,796	200,328	334,984